

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項（居宅介護支援、介護予防支援）

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
管理者	管理者の勤務実態が確認できなかった。	タイムカードやICカードなどの客観的な記録を用いて、常勤配置がわかるようにしてください。 ※管理者が法人役員であっても勤怠を記録してください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	①運営規程に定める必要がある事項が定められていなかった。 ②交通費が明確に記載されていなかった。	①条例で規定する運営規程項目についてはもれなく規定してください。 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数および職務内容 ・ 営業日および営業時間 ・ 居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項 ②交通費を徴収する場合は、実費相当額を規定してください。曖昧な表現はせず、「自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり〇〇円」とするなど、具体的に規定してください。
内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対して、説明事項を説明しているか確認できなかった。	次の①から④について説明し、理解を得てください。 ①複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ②居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画

		<p>のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項目において以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合</p> <p>④前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</p> <p><u>※令和6年度報酬改定にて、令和6年4月より②、③、④の項目については運営基準減算の要件ではなくなりましたが、指定基準上説明をしていただくことが望ましい事項となっています。</u></p> <p>【留意事項】 <u>※実際に説明を行っていても、運営指導の際に説明を行ったことが確認できない場合、運営基準減算の対象となる場合がありますので、説明時に使用した説明事項が記載されている文書（重要事項説明書や説明同意書等）や説明を行った旨が記載された記録（居宅サービス計画書第5表（いつ、誰に、どのような説明を行い、理解を得た旨を記載しておく必要があります。）等）を残してください。</u></p>
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき項目が記載されていなかった。	重要事項に記載すべき項目は自主点検表に記載してあるので、漏れがないか確認してください。
重要事項の掲示	掲示していなかった。	ファイル等を自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。
勤務体制の確保	ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。	ハラスメントの防止のための方針を定め、職員に周知してください。 また、相談体制を整備し、相談窓口を掲示するなど職員に周知してください。

<p>業務継続計画の策定等</p>	<p>業務継続計画を策定していなかった。</p>	<p>居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、次の措置を講じてください。</p> <p>1 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること</p> <p>2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をすること</p> <p>※未策定の場合は、令和7年4月より業務継続計画未策定減算が適用されます。</p>
<p>衛生管理</p>	<p>感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置が実施されていなかった。</p>	<p>居宅介護支援事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じてください。</p> <p>1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（おおむね6月に1回）に開催し、その結果について職員周知すること</p> <p>2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること</p> <p>3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること</p>
<p>秘密保持</p>	<p>利用者及びその家族から個人情報の使用に関する同意を得ていなかった。</p>	<p>居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するため、個人情報の使用についてあらかじめ文書により利用者及びその家族から同意を得てください。</p>
<p>虐待の防止</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための措置が実施されていなかった。</p>	<p>居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じてください。</p> <p>1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、周知徹底を図ること</p> <p>2 虐待の防止のための指針を整備すること</p>

		<p>3 虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施すること</p> <p>4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p>
--	--	---

3. ケアマネジメントプロセス

項目	事業所の状況	指導内容
アセスメント	内容に不足があった。	課題分析標準項目は必ず具備し、記録してください。
サービス担当者会議	ケアプランに位置づけた事業者が参加していなかった。	全ての事業者を招集してください。やむを得ず欠席する場合は、照会等により意見を確認してください。
利用者の同意	サービス提供後に同意を得ていた。	サービス提供前に、ケアプランの内容を説明し、同意を得たことが分かるようにしてください。
ケアプランの内容	<p>①医療系サービスを位置づける際、主治医等の意見を求めていなかった。</p> <p>②医療サービスを位置付けたにも関わらず、意見を求めた主治医に交付していなかった。</p> <p>③要介護1～3の利用者で通院を要する者について、自らの運転する車両で送迎等を行う訪問介護事業所のサービスを、通院等乗降介助ではなく、身体介護としてケアプランに位置付けていた。</p> <p>④福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のどちらを利用するかを利用者が選択できることについて、必要な情報を提供していなかった。</p>	<p>①主治の医師に意見を求めたことが分かるように記録してください。</p> <p>②主治医に交付してください。</p> <p>③通院の前後に居宅における外出に直接関連しない身体介護を行う等の要件を満たさなければ、身体介護中心型として算定することができません。</p> <p>④対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のどちらを利用するかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供してください。</p>

個別サービス計画の提出	サービス提供事業者に個別計画を提出するよう求めている又は未提出の計画があった。	計画に位置付けたすべての事業者に対して提出を求め、ケアプランとの連動性や整合性について確認してください。
計画の変更又は更新	アセスメントを行っていませんでした。	計画変更又は更新時もアセスメントを実施してください。
モニタリング	モニタリングを実施しているか確認できませんでした。	モニタリングを実施していることが分かるように記録してください。

4. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
特定事業所加算	<p>①事例検討会を開催していたが、計画的に実施していなかった。</p> <p>②研修計画が個別具体的でなかった。</p> <p>③多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していなかった。</p>	<p>①事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。</p> <p>②全ての介護支援専門員に個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。</p> <p>③利用者の必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成してください。</p>
入院時情報連携加算	<p>①算定区分を誤っていた。</p> <p>②情報提供を行った日時等について記録していなかった。</p>	<p>①利用者が入院した日のうちに情報提供をした場合は加算Ⅰを、入院した日の翌日（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合を除く。）又は翌々日に情報提供した場合は加算Ⅱを算定してください。</p> <p>②情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について、居宅サービス計画等に記録してください。</p>

通院時情報連携加算	<p>①利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席することについて、利用者又はその家族の同意を得ていなかった。</p> <p>②医師等と相互に情報提供を行った内容を記録していなかった。</p>	<p>①介護支援専門員が同席することについて、利用者又はその家族の同意を得るとともに同意したことが分かるよう記録してください。</p> <p>②医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録してください。</p>
ターミナルケアマネジメント加算	<p>①ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族の同意を得ていなかった。</p> <p>②終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録をしていなかった</p> <p>③利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等を行った連絡調整に関する記録をしていなかった。</p>	<p>①②ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援について記録してください。</p> <p>③利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等を行った連絡調整に関する記録をしてください。</p>
特定事業所集中減算	<p>該当しない場合に書類を作成又は保存していなかった。</p>	<p>判定するための書類を作成し、保存してください。</p>
同一建物減算	<p>居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対して減算していなかった。</p>	<p>次の①②に該当する利用者に対し居宅介護支援を行った場合、減算の対象となります。</p> <p>①居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者</p>

		②居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者
--	--	---